

第六回国会 衆議院 通商産業委員會 會議錄 第五号

昭和二十四年十一月十一日（金曜日）

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長代理理事

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

理事有田 二郎君

本日の會議に付した事件
産業設備貸付法及び交易貸付法を廃止する等の法律案（内閣提出第七号）

（予）

帝國石油株式會社法の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）（予）

帝國燃料興業株式會社法を廃止する法律案（内閣提出第九号）（予）

帝國鐵業開發株式會社法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）（予）

日本製鐵株式會社法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三三号）（予）

纖維に關する件

○神田委員長代理 これより通商産業委員會を開會いたします。

前日に引續き私が委員長職務を行ないます。

この際、諸般の御報告をいたします。

去る十一月八日の本委員會の決議によりまして、委員長より議案に提出いたしましたところの、通商産業行政に關する事項についての國政調査承認要求書に對しまして、昨十日議長より承認をいただきました。なお昨十日、十津川村電化事業費國庫補助の請願外一件、計二件の請願が付託せられました。以上お知らせいたします。

ただいまより前會に引續き産業設備貸付法及び交易貸付法を廃止する等の法律案、帝國石油株式會社法の一部を改正する法律案、帝國燃料興業株式會社法を廃止する法律案、帝國鐵業開發株式會社法の一部を改正する法律案、日本製鐵株式會社法の一部を改正する法律案、以上予備審査の五法律案を一括議題として質疑を繼續いたします。

川上貢一君。

○川上委員 帝石の一部改正案について質問を二、三いたしまして、政府の石油鐵業に對する根本的の考え方をお聞きしたいと思ひます。

石油については五箇年計画ができてゐると思ふのですが、これが政府の方の助成というふうなこともなくやれるかどうかということでもあります。今日の日本の石油産業は、一般的に言つて、だん／＼と外資によつて押えられて來つたと思ふ。従つてこういう形になつておられますと、政府においても石油鐵業に對する今後の根本方策があるかどうかと思ふのですが、これについて一般的な考え方をまず聞いておきたいのであります。

○宮崎政府委員 石油鐵業に關します今後の方針についてのお尋ねのようには思ひますが、川上委員の御指摘のようには、石油鐵業の特殊性から考えまして、帝國石油株式會社法の効力のあるといふにかかわらず、從來とほとんどひとしい方針をもちまして、石油資源開發のために助成したいと思つております。ただいまでは、試験奨励金を交付する方法によつて、これを實行に移しております。本年度の予算では、御承知と思ひますが、大休一億九千万円程度の助成、明年度は予算編成の都合で少々減つておりますが、一億三千万円程度の予算計上をお願いいたしてあるような状況でございます。何とか御了承いただきたいと思ひます。

○川上委員 助成奨励金、試験奨励金によつてこれをやるという御答弁であります。それが、それに関連して、こういう点をちよつとお聞きしたいのです。それは帝國石油の今後の經營狀態の見通しなのであります。外資の圧迫が相當大きくなるということを、われ／＼考へておりますが、値段その他の点から、今日の帝國石油は國産の石油を一手にやつておる會社でありますから、帝國石油の問題は國産石油の問題と同一だと考へてもいいと思ふのであります。それの經營に對する將來の見通しこれについて政府のお考えを聞いておきたいと思ひます。現在の經營狀態はわかつておりますが……

○徳永政府委員 私からお答へ申し上げます。ただいま帝國石油の採算の基準になつております原油の価格は、九千円をちよつと超してあります。今度イラン方面から輸入いたしております原油は、概算で申しますと約六千五百円ぐらゐでございます。従いまして、その間に相當の開きがあるわけでございますが、まだ現実にわからない要素がございます。と申しますのは、現物がまだ入つておりませんので、品質上のどの程度の相違があるものか、そこらのところになりますと、十分の比較ができない状況でございます。それからもう一つは、輸入いたします原油は主として太平洋沿岸に輸入され、そうして關東、關西、九州方面の需要に充てられるということになるわけであります。國産原油は秋田方面が主力でございます。

ざいしますので、その辺において精製処理され、その地区及び北海道方面の需要にあてられるということになるわけでありまして、かりに輸入原油を太平洋沿岸で処理いたしまして、秋田方面へ持つて参るということをお考えするならば、運賃關係におきまして、約千円の開きが出るものといふぐらゐに見えておるわけでありまして、つまり約九千円と六千五百円と三千円近い差がございます上に、運賃關係でまず千円は消えるといふふうに見えていんじやないかと思ふのであります。それからもう一つの要素は、今後國內の原油生産の保護と申しますか、そういうような意味合いにおきまして、関税をどう見て行くかという問題が残されてあります。

現在の輸入関税は昔のまゝになつておりました。昔の石油製品価格と関税との割合からいたしますれば、従價税でございまして、従價一割ぐらゐの保護関税でございまして、どの程度に改正いたしまするか、今政府部内で研究は續けられておるわけであります。また結論に到達してございせんので、どういふことになりましか、はつきりいたさないであります。以上この要素があるわけでありまして、以上かいつまんで申し上げますと、地理的な條件のハンディキャップと、輸入関税がどうなるか、それから輸入されたものの品質上の比較からいふて、單純に今のマル公と今圓買いつ

十一月十日

十津川村電化事業費國庫補助の請願（前田正男君外一名紹介）（第五四号）

鳥取県に通商産業局分室設置の請願（門脇勝太郎君紹介）（第一二二号）

の審査を本委員會に付託された。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

第一類第十二号 通商産業委員會會議錄第五号 昭和二十四年十一月十一日。

けられました価格との差、それだけの開きではなしに、相当縮まるものと考ええております。ただ全然影響を受けないかどうかと申しますと、大局的に見まして若干の影響を受けるというこ

とはあるのではありませんかというふうに見ておるわけですが、会社当局におきましても、その間いらく今後のコストの切下げ、合理化等の余地も検討いたしておるわけでありすが、もう少しただいま申しました未知の要素の確定、判明を待ちまして影響の程度も考え、その影響の程度に依じて適当の処置を考へるといふことにな

に民間に所有せられるのは相当期間がかかることは、おおむね川上委員も御了承願える点だらうと思つております。さういふ点で順次消化は可能と考えております。

○川上委員 今の御答弁で外油の關係の圧迫で相当経営困難な問題が予想されるわけなのでございますが、さういふような状態のところに政府の持つてゐる持株を売出して、どん／＼売れるというお見込みなんですか。今度の帝石の改正法は、日本の国産石油の事業の発展を目的として改正するといふのではなくして、経済上の理由で改正するのだという説明になつておりますが、どういふ形でどういふ行先き不安な状態の株が民間にどん／＼売れるのか、この点どういふ見込みを持つておられるか、ちよつとお聞きしたい。

○宮崎政府委員 この点につきましては、先日も申し上げました通り、適當の評価をもちまして、証券処理調整協議会の決定をまちまして、引受団等によりまして一応この株をさばいて、一般市場を圧迫しない状況を見まして、順次これを市場に流す、かような方向で参りまして、政府の株の処分せられるのは、期待いたします通り早期に参ることと思ひますが、順次これが完全

第三番目には、日石とカルテックスの契約を見ますと、値段はカルテックスの意のままにきまることになつてゐる。これはカルテックスの方が値段をきめて来る形になつてゐる。さういふ契約になつておると思ひます。このよう形になつておると、今鉱山局長は、関税の問題、その他の問題を言われましたけれども、さういふものでとても対抗することはできないと思ひます。さうすると国産石油といふものは、外資並びに外油の圧迫で破壊されてしまふ形をとつてゐる。さういふところに持つて行つて、この国産石油の問題を國際的な野ざらしに放置しようといふのが、政府の考えである。政府は手を離してしまつて、あとは野となれ山となれ。ところが一方においては、日本の石油問題はかような状態に陥つてゐるのでありますから、今後帝石といふものがこれに對抗して存立すること

第二に、日石とカルテックスとの契約の内容を見ますと、カルテックスが委託する全製品の販売処分に関しましては、日石は絶対的に努力しなければならぬ。つまりカルテックスが持つて参りますものは、どうしても売らなければならぬといふ形の契約が結ばれておると思ふのであります。さうすると、現在世界の石油が過剰という状態ではありませぬけれども、將來これを持つて来るといふことになれば、いくらでもそれは持つて来る。さういふ形にな

りますときに、これに對して関税を引上げてやるという形は、今のような政府の行き方じや、これはできつこない。

第三番目には、日石とカルテックスの契約を見ますと、値段はカルテックスの意のままにきまることになつてゐる。これはカルテックスの方が値段をきめて来る形になつてゐる。さういふ契約になつておると思ひます。このよう形になつておると、今鉱山局長は、関税の問題、その他の問題を言われましたけれども、さういふものでとても対抗することはできないと思ひます。さうすると国産石油といふものは、外資並びに外油の圧迫で破壊されてしまふ形をとつてゐる。さういふところに持つて行つて、この国産石油の問題を國際的な野ざらしに放置しようといふのが、政府の考えである。政府は手を離してしまつて、あとは野となれ山となれ。ところが一方においては、日本の石油問題はかような状態に陥つてゐるのでありますから、今後帝石といふものがこれに對抗して存立すること

先不安でなか／＼売れない。と同時に、日本の国産石油産業といふものは、壊滅の危険に陥るのだといふことを考へますが、これに對して政府側の御意見を承つておきたい。

○宮崎政府委員 川上委員の御質問の中には、ほとんど決定的な御見解をお持ちになつておられますので、これに對しては、申し上げますと、これは見方の相違といふことになつて来るわけでありまして、この点はむしろお答えしない方がいいのじやないか、かように考へますけれども、さういふ考へ方でなく、一応の現在の方針を申し述べ

べたいと思ひます。もちろん川上委員の御満足に値する答弁であるかどうかからぬことは、これはあらかじめお断りしておきます。

保護関税政策がとれるかといふことは、おおむね経済といふものが、これは生きて動いておるものだと思ひます。考へておられます。石油について申しましても、時と場合によりまして、需給關係その他の經濟事情の變遷に適應いたしますところの関税政策をとるのであつて、ただいま国内価格と国外価格とを調整するための保護関税を設けるかどうかといふようなことを、決定的な言葉で御答弁申し上げることは、ぜひ差控へたいと思ひます。

また日石とカルテックスの問題につきましても、現在管理貿易下にあります場合に於いて、カルテックスと日石との契約が日本人の産業の指導権を握り、あるいは日本の石油工業が破壊に瀕するやうな契約であるかもしれせん。これは御解釈を否定もしませんけれども、肯定もいたしません。自由貿易がすでに眼前にさし迫つておりました、貿易の状況その他日本の各般の状況を勘案いたしてみますならば、この契約は固定いたしました、永久性あるいは恒久的に續くものなどは、私どもは考へておりません。もし御指摘のやうな弊害があるとするならば、自由貿易を与えられた業者、あるいはこれに對しましては政府が適當な措置を講ずる必要があるなら、相まつて日本の石油工業の保護育成といふことに考へていただきます。ことにたとへばこの帝石法が廢止せらるべき状況にありまして、石油資源開發法といふものは残つ

ておりまして、試掘その他の奨励、助成といふものは、これは繼續いたしておるわけでありまして。しかしながらとかく独占企業あるいは國家經營といふものは非能率でありまして、生産コストを低下させる、いわゆる合理化といふものは、むしろ民間にまかす方がよろしいではないか。すでに帝石が持つておりました未開拓の數地区を民間に拂ひ下げた等の例もありまして、自由企業の創意努力を加えて能率化しまして、及ぶ及ばないといふやうな仮定的の判断を持たないで、必死にこの石油工業の存立を確保ならしめるやうな施策を行ふべきが、當然であらうと考へております。

以上のような見解で、ただいま政府といたしましても日本の石油工業が毀滅するであらうといふやうなことをみすみす見逃したり、あるいはこれに寛容であつたりすることのないことをこの際申し上げておく次第であります。

○川上委員 三百代官のやうな答弁で私はおかしいと思ふ。日石とカルテックスとの契約がこのままであるならば日本の石油産業は壊滅するやうな方向に行くかも知れぬ。ところがそれではならぬから、今後自由によれるやうになれば、これがやめられるのだ、さういふやうなことを言われるが、これはとんでもない話だ。今日石油の問題については、東燃は五一%の株を外資に渡してゐる。日石は実に不利益な契約をカルテックスと結んでゐることは明らかである。さらに今回太平洋沿岸の石油再開をされたのでありますが、それを見ると、多分これは外資關係の会社によつて開始されようといふと私は考へる。また日石は製油所を取得

ておりまして、試掘その他の奨励、助成といふものは、これは繼續いたしておるわけでありまして。しかしながらとかく独占企業あるいは國家經營といふものは非能率でありまして、生産コストを低下させる、いわゆる合理化といふものは、むしろ民間にまかす方がよろしいではないか。すでに帝石が持つておりました未開拓の數地区を民間に拂ひ下げた等の例もありまして、自由企業の創意努力を加えて能率化しまして、及ぶ及ばないといふやうな仮定的の判断を持たないで、必死にこの石油工業の存立を確保ならしめるやうな施策を行ふべきが、當然であらうと考へております。

する権利を外資に与えておきます。さらにスタンダードは日本の乗合自動車との契約で、全国至るところのガソリン・スタンドを自分で設ける契約を進めていくというように聞いている。これは日本の石油産業というものを外資に全面的に渡す方向なんです。これは管理貿易下だからこうなるのだ、あとになればこれをやめるのだ、かつてなことを言っておられますが、そうかつてには聞えませんが、この点については政府はしつかりした答弁を私は聞きたい。このことは日本の石油産業、国産石油の増減だけではない。政府は單獨講和を希望しておられるような口吻を、きのうの施政演説に対する質問に對しても、答えておられる。また軍事協定参加の意をはめかしておられる。こういう点は日本が次第に軍事基地化する方向をとりつつあるような危険を私は感ずる。これは石油なんかにについてはつきり出ている。こういう方向をとりつつあるが、これに對して一体主務官庁はどう考えているかということと同時に、今のような御答弁はどうもわれ／＼には合点が行かない。今貿易管理下だから、こうなるのだ、東燃の五一%の株も外資だ、日石とカルテックスの契約もこうなつたのだ、あるいはスタンダードの申出もそれなんだ、太平洋沿岸の製油所も外資関係の会社によつて開始されようとしていて、これもやがては元のようになると、日本の産業を圧迫するのじやない、こういう答弁は、私は答弁にならないと思う。石油産業の問題については、国産石油を一体どうするか、日本の産業を自主独立の形で建設しようとする政府は努力しているのか、それともこういうものを國際的に野ざらしにしてしまつて、自主を放棄していいと考えているのか、ひよつとしたらその方々を考へているのじやないか。きのう内閣総理大臣は自主独立という經濟は、封建時代のことだと答弁せられた。これはとんでもない失言だと思ふ。こういう考へが一体政府にあるのですか、どうですか、これをひとつはつきり聞きたい。

〇宮嶋政府委員 ただいまの御質問であります。これはむしろ石油資源の絶対量において、絶対的不足の現状にあります。日本の石油産業、あるいは石油の消費というものを考へて、川上委員に御名案が持合せがあつたら、御教示いただきたいというのが、答弁に一番當てていなくとも思ふ。無いものから有はできない。しかも管理下であるからうだといふことを答弁したと言いますが、もつと進んで申し上げれば、占領下にあるから、結局無條件降伏の條件から、各種のものが生れて来るだらうと私は考へております。しかも政府の根本的な講和とか、あるいは軍事基地化することとか、それらの問題は昨日総理が答弁した通りでありまして、いささかもそれに相違をいたしおりません。従いましてかつて氣ままに自分の思ひままにできる状況での御判断及び見解の相違につきましては、本委員会においてもはなはだ失礼であります。が、答弁の限りでないと思つております。

〇川上委員 そうすると政府の方の御答弁は、占領下であるし、管理下であるから、これはもうしかたがないのだ、答弁の限りでない、われ／＼として前途については考へておらぬ、こういう御答弁でありますか。

〇宮嶋政府委員 御答弁は申し上げてありますが、ただ川上委員の御満足に値しないというだけでありまして、そのような答弁の限りでないと思つておられるわけでありまして、

〇川上委員 私の満足するしないは別問題だ。政府がどう考へておるかといふことを私は聞いておる。ところが何もかもしつかりないという答弁だ、その解釈していいのですか。

〇宮嶋政府委員 日本の石油産業が壊滅に至らないような、時と場合に應じた施策を講じて行くのだといふことを前段はつきり申し上げております。それでありますからその方針にかりございせん。

〇川上委員 どういう方法を考へるので、はつきり言つて下さい。時と場合に應じてといふことではわからぬ。

〇宮嶋政府委員 それでは先刻も申し上げましたように、川上委員にも御案があれば御教示をいただきたいと、私は申し上げたのであります。現在日本國民として、日本政府といたしまして、いやくも日本の産業が破壊したり、崩壊したり、お説のような國際的に野放しにすることを好む者は一人もないわけでありまして、従いまして現在予想することができない、しかも無條件降伏の結果は、國際的に發言權がないわけでありまして、現在われ／＼が仮定のもとに立つていろいろ議論することは、それこそ空理空論だと思ひます。ただ根本方針をいたしまして、あくまで國の産業を保護育成することには、何人も異論がないことを御了承願ひたいと思ひます。

〇川上委員 私の質問しましたことは、日本の石油産業というものは、將來こういう形においてははなはだ危険な状態になると思ふが、そう思ふぬかといふことを聞いたのであります。それに對する答弁はしないのですか。

〇川上委員 追及いたしません。

〇川上委員 最後には言いますが、政府は石油といひ、今度の鉄鋼業に対するやり方といひ、民営とか自由經濟といひ美名のもとに、日本の石油ないし鉄鋼業を國際的に野放しにする方法をとつておると思ひます。これはその裏を返してみますと、次々とこれを外資にゆだねる方法を助長しておると思ふ。これは日本の産業は自主性を必ず失ふ。中立の方向に立てぬ危険がある。國の獨立に危険があると私は思ひますが、しかしこのことについては政府當局は必ず見解の相違であるとおつしやるに違ひないので、これはどう考へておるか聞きたいのだが、適當な答へが出来ることを強調しておきたい。こういう形ですべての日本の重要な基礎的産業を、民営あるいは自由經濟といふ美名のもとに國際的に野放しにすることは、日本の産業の自立と、日本の國の獨立とに危険を來すところの政策をおとりになりつつあるものではないかと申し上げまして、私の質問を打ち切りたい。

〇神田委員 代理 次は今澄君。

〇今澄委員 同僚委員の質問で大体わかりましたが、まず第一点として私は日本製鉄株式會社法の一部を改正する法律案について簡単に述べたい。日石の株はともかく、日鉄あたりの株になりますと、持株處理委員會引受回へ話して、入札による引受けという

ような今の御答弁でありましたが、日鉄の株あたりはともかく、証券業者は御承知のように手持の株式を運轉する運轉資金もなく、今まことに手詰りである。これが融資を望んでおるが、いまだ希望は實現しないというやうな今日のまことに低調な株式市場において、通産省としてはどのような方策によつて、この完全処分をやられる御意見でありますか。

〇宮嶋政府委員 今澄委員の御配慮は、しごくごもつともだと存じます。先ほど申し上げましたが、開放株とか、あるいは公開株といふものにつつきましては、ただにただいま提案になつております諸法案に關連する処分株のみならず、財産稅物納その他民間會社の特種處理によりまして放出される株等もまだ相当残つております。教で申しますと、処分されたのが五割五分くらい、それから残つてゐるものが四割五分くらいになつておる。その上にお説のように日鉄の株にいたしましては、九百九十九株以上も放出される。この消化は容易でないという御意見はしごくごもつともだと思ひます。しかもまたこの処分方法は、ただいままで申し上げました方法で参るよりほかならぬのであります。残された問題は、例の融資準備の証券融資を丙から乙に引上げまして金融の道を開く、しかもその方法といたしまして、一応ポリシー・ボードにおいてマーケティング・オペレーションの計画を入れまして、それ／＼の金融機關に資金を流してその消化をはかる。従つてこれはすぐにやれ、急ぐのだと申しましたが、その段階においてはやはり順序がつい

て来ることはやむを得ないと思ひます。でき得べくんば財政収入確保という立場から、せひともすみやかに行きたい。しかしながら事志と違ひないで多少の遅延のあることはやむを得ないと思ひますが、操作といたしまして、その構想としては一応手配はつきまして、これで済むものだという事でまたせび行くつもりで、各方面の御協力をただいまお願いしている次第であります。

○今澄委員 政府はこれらの株式処分についてはよほど連絡を密にしてやらないと、私は現在の市場を圧迫して産業資金の調達に大きな支障を来すことを警告いたしておきます。

第二点としては、宮崎次官も常に言っておられるように、補給金が鉄鋼関係においては廃止されますが、そうならば補給金廃止後の一例として、たとえば鉄鋼なら鉄鋼を取上げてみると、昨日もいろいろ話がありました。鉄鋼の国内価格と国際価格の点についてひとつ関係局長さんから御見解を承りたいと思ひます。

○神田委員長代理 今の御質問、物価庁関係官が見えておられないようですから、次の機会にお願いいたします。

○今澄委員 われ／＼の方がいろいろ調べたところでは、日本の鉄鋼業というものはコストが非常に高いことは御承知の通りであります。これは関係の局長、課長さんが見えなくなると、日本の鉄鋼業が国際価格から比べて、非常に飛び離れて原価が高いというところはもう自明の理になつております。私きよりの新聞を見ますと、マー

カット経済科学局長から、安本と通産両省に対して非公式の覚書が発せられて、外国からの受注の引合いに日鉄がこれを拒否するというような状態で、日本の業者は熱意がない、こういうような状態ではいけないではないかという通達があつて、通産省、安本から日鉄に対して、輸出受注に熱意を示すようにという通達が出してあるようであります。われ／＼は、このような非公式の覚書を司令部から受けた根本の原因は、何といつても日本の鉄鋼業の自立の上に政府の政策が徹底しておらぬということが、大きな原因であつたと思ひます。しかし私は一片の通達だけで日本製鉄が輸出の引合いを十分こなし得るというわけには行かないと思ひるのであります。その一例として今の日本の石炭の価格やら、国外における石炭の価格やら——これは関係の方がおられませんが、少くとも石炭が大体アメリカの相場で六、七ドル程度に抑えて、日本の鉄鋼業が運営されないことには、いくら労力が安くても、海外の鉄鋼の相場から見れば太刀打ちができない。そこでこれらの鉄鋼産業には相当な国家の保護と助成と、鉄鋼業政策というものについて切つて力を入れなければ、いくらマーカット科学局長から覚書が出て、鉄鋼の輸出は振興しない、このように思ひますが、宮崎さんの御見解を承りたいと思ひます。

○宮崎政府委員 鉄鋼の問題につきましては、各般の御情勢を勘案せられての御注意は、まことに感謝にたえないわけでありませう。経済科学局長からの御注意を受けましたことも、これは事実でございます。しかしながらその見方におきましては相當異論がありまして、本席その内容を申し上げる自由を

与えられておりませんが、これに對しましては、當省の大臣も十分御説明申し上げ、御了解を得ておるわけでありまして、その結果輸出の方面に對しても、さらに一段のくふうを凝す必要があるというので、日鉄にその通達を發したことは事實であります。それからその通達をどのような処置によつてこうしたといふことの御報告も、今週のマーカットと会談において報告いたしましたことも事實であります。日本の製鉄がすべての点においてコストが高いのだといふことも、現在否定できない事實であります。保護助成すべきであるといふお考えにつきましても、おおむね同感であります。その保護助成すべきことが、補給金のような制度で助成いたして参りましたならば、これは永久に效われないとさえ考えられる実情であらうと思ひます。そこで違つた面から経営の合理化をはからなければならぬ。それにはまず鉄鉱石の輸入の問題、自国船で運送をする問題、それに日鉄の持つております独占的な性格を、経済力集中排除法によりまして解体いたしまして、やはり自由競争的な面をつくり、しかも的確に輸出のできます厚板等の生産もすべきであらうといふような状況におきまして、あえて労賃の低下のみによつて、合理化をやるであらうといふような、一部の方々の御心配でない面に向ひまして、一生懸命にたゞいま施策を凝らしておるわけでありませう。これが成功いたしますならば、順次鉄鋼に對しまする明るい面も出て来るであらうといふことを期待いたしておるわけでありませう。御承知のように今までの補給金の廃止前の、あるいは削減前の状況にお

きまして、日本の鉄鉄がおおむね十、十二ルくらいに當り、それを用いました機械——しろうとでありますからわかりやすく申し上げますが、それでつくつた機械が、アメリカの、二十六ドルの鉄鉄を使つてつくつた機械と同じに、國際的に消化されない。むしろ外國市場におきましては、二十六ドルの鉄鉄を使つたアメリカの機械の方が売れ行きがよくて、十ドルの鉄鉄を使つた日本の方が敗退してゐる。かような現実はまた他にいろいろ原因がありませう。これはここで申し上げかねる点もありますが、これらも勘案いたしまして、製品としての輸出等も、大にいただいま考究中でありまして、これが引合いにつきましては、相當の希望がつながるようなたゞいまの実情でございますので、貿易の自由に戻ります原則とあわせまして、この面からもひとつ製鉄の事業の振興をはかつて参りたいと、たゞいませつかく施策を凝らしておるところでございます。どうぞ御了承を願ひます。

○今澄委員 詳細なお話でよくわかりましたが、たゞいま御答弁の、たとえば鉄鉄について見るならば、アメリカにおいては石炭の普通の値段が溶鉱炉渡しで六ドルから七ドル、わが國の外國からの輸入炭の相場を見ると、約二十三ドル、そこで國內炭を五千五百円として、大体十五ドル、それで鉄鉄一トンをつくるのに石炭を二トン使うのが常識であります。まず石炭の点から非常に大きな差がある。そこで次官は助成金は補給金のごときものであれば、悔いを残すといふことである。いろいろお話がありましたが、一例を上げれば、たとえばこのような石炭なら石炭の値段が、外國と比べて非常に差があるという点は、石炭の自由販売という形で解決され得るものである。かようにお考えになるかどうか、御答弁を願ひます。

○宮崎政府委員 自由販売だけでは解決されない問題でありまして、もつとコークスの生産等においては合理化をはかるため、たとえば北海道の——私専門家でないからよく知りませんが、輪西の高炉において、超粘結炭に代用できるものをつくることに成功して、これは司令部の専門家からもちいへんよい成績であるとおほめをいただいているのです。かような立場から、この石炭による、あるいはその他の副資材によつてこうなりますところのコスト高を、順次下げて参るくふうを凝らしているような実情でございます。

○今澄委員 それでは次に移ります。本年度の鋼材は大体百八十万トン計画であると言われておりますが、来年においては二百萬トン計画というやうな話もされております。五箇年計画を放棄されたといふことであるから、このような数字については責任を持たれないかも知れませんが、そのような目標について、鉄と屑鉄との混合比率は、今のところ平炉においては三割對七割、それから鉄鋼一貫においては四割對六割という大体の比率でやつております。材料面から見ると、こういう比率です。生産が續けられるかというところは非常に國民は危惧しておりますが、この点についての御答弁を願ひたいと思ひます。

○宮崎政府委員 大体計画生産をやめたといふことは、今澄委員の仰せの通りであります。しかし生産目標としま

しては、鉄鋼を明年度は二百萬トンつくりたいのですが、現在国内にあります屑鉄の資源は、前途一年半か二年ぐらいでなくなつてしまふであらう、こゝういふような観測がされております。そこでこの屑鉄の配分の比率をもつと低下するように司令部からも言われまして、お説の三対七あるいは四対六よりも、もう少し比率を下げたものでやつております。しかしこれらはきわめて消極的な対策でありまして、将来の策としては、あるいは戦前のように、屑鉄をアメリカ方面から輸入いたして、配合すべきであるかどうかは、こゝしばかりの状況において判断して参りたい、かような状況であります。

○今選委員 今の宮崎さんのお答弁でございましたが、私の調べたところでは、大抵来年一ぱいは持つまい、かような考えであります。そうすると昭和二十六年程度からは、屑鉄資源は枯渇して、今お説のように率を改めてやれば、さなきだに高い日本の鉄がますます高くなるという結論になる。そこで屑鉄の値段は、今わが国においては大体三千円内外であるのに対して、米國では大体一万円見当の相場であります。そのようなものを外國から輸入して来るなどとは思ふめではないか。そこで臨時屑鉄資源回收法で回収された屑鉄はこれを全部国内の製鋼用にまわすべきであるといふことを、われ／＼はこの前の第五国会で意見を述べたが、この中で、一部非常に安い値段で、日本で使えるものを外國に輸出したという話を聞いているが事実であるかどうか。それから、今申したような三千円という安い屑鉄を、しかももうすぐ切れてしまつて、輸入も価格の面から見込み

のないような日本の鉄の状態で、このまま補給金をはずすわ、そしてずつと有効需要の喚起といふことで、自由放任をしておいて、日本における鉄鋼業といふものが自立できるかどうかといふ点が二点。それから第三点は、こゝういふふうな状態にある日本の鉄鋼業は、きよの質問で、日本の鉄鋼業はつづいて外國依存にするのだといふやうな質問があつて、そういうことは政府は全然考へておらぬといふやうな御答弁ですが、具体的に一つ／＼こゝういふ数字を上げて考へて見ると、日本の鉄鋼業といふものの前途には、非常に大きな暗い面があるが、これについて宮崎さんはどういふふうに打開されるお考えであるか、ひとつその点をほつきり聞きたいと思ひます。

○宮崎政府委員 これは、今選委員が昨日のお話をすっかり聞いておつて、もうお話がわかつてゐるので、繰返して申すやうな必要はないわけでありまして、この点はひとつ昨日の答弁でお許しをいただきます。それで今鉄鋼局長が参りましたので、鉄鋼局長から、ただいまの非常に基礎の確実なるお話に對しましての御答弁をさせることにいたします。

○中村説明員 日本の鉄鋼業の将来の問題に關します御質問でございますが、もちろん日本の鉄鋼業が、今日ことに非常に困難な時期に際会しておることとは、ただいまの質問者の氣持と同様でございます。しかし私はここに日本の鉄鋼業の将来の問題に關連しまして、率直に一、二の重要なポイントについてお答えしたいと思ひます。一つは日本の鉄鋼業の価格の問題でございすが、鉄鋼業につきましては、

特に二十四年度におきまして約七百億円の國家補給金を出して、低物価政策の線に沿つて処置しておること、御承知の通りであります。しかし今日鉄鋼業のこの補給金問題に關連しまして、過去並びに現在、さらに二十五年度の見通しから、遠視的な結論を申し上げますと、九月七日に補給金の削減をいたしておられます。最近司令部から出ましたメモランダムによりまして、十二月三十日に第二回の補給金削減をいたす予定でございします。二十五年度につきましては、目下のところ政府の最終案は決定いたしておりませんが、十二月三十日の第二次改訂の後に来るべき第三次改訂は、司令部のメモランダムに十二月三十日以後六箇月間補給金の削減を考慮しないといふ意味の一項がございしますが、この一項は六箇月たちまして、その六箇月後に第三次の補給金の削減が考慮せられるものと考へますと、二十五年度においては七月ごろ第三次の補給金削減をいたさねばならぬのではないかと考へるのであります。七百億圓の補給金が第三次の改訂をいたしますと、大抵の達観でございしますが、おおもむきの補給金の七百億圓が二百五十億圓を下まわる数字に相なると思ひます。この補給金額の九月七日におきます第一次削減後十箇月、あるいは一年足らずのところ、この程度の削減ができる。またできた結果の価格体系がどうなるか、これは国内並びに國外の諸般の情勢から判断いたさねばならぬのであります。が、九月七日にやりました第一次削減の際には、鉄鋼業の合理化といふ点をきわめて尊重いたしまして、鉄鋼部門で一七・五%の合理化の線を出してお

ります。鋼材部門におきまして一〇%の合理化の線を出しております。このことは十二月三十日の際には、九月のそのやうな合理化のラインは出す予定を持つておりません。さらに第三次として一応想定せられます二十五年度の中途の削減については、その構想はつきりしておりませんが、その場合はこゝういつた線について考慮を加えねばならぬかと考へております。しかしこの三つの削減の過程から受けます鉄鋼業の非常な情勢変化と申しますか、これに對應します鉄鋼業としての態度は、これは一つの意見の相違もあるかと思ひますが、私の見た目におきましては、必ずや日本の鉄鋼業は、この三次の削減に耐え得るものと考へておるのであります。また輸出関係等から見まして、十二月三十日の価格改訂の具体的な結果は、今後の動きによつて決定せられるのであります。この今日の考へられたいと申しますと、この改訂から受けます価格上の影響についても、乗り切れるものと考へております。また乗り切らねばならぬといふのが、客觀情勢ではないかと思ふのであります。

第二の根本の問題といたしましては、日本の鉄鋼業は終戦後いゝゆる原材料入手の面からいたしまして、一つの過渡的な要素によりまして、価格上はきわめて不利な客觀的條件のもとにあることは、御承知の通りであります。しかし最近の情勢からいたしますと、昨日も申し上げました通り、鉄鉱石に例をとつて申し上げますが、終戦直後から鉄鉱石の確保といふことは、不足する原料をいかにして獲得するかという点に重点がございまして、非常に

に割高と申しますか、そゝういつた点から非常に鉄鋼業が不利であつた。しかし今日の鉄鉱石の入手の状況からいたしますと、そゝういつた不足を何とかして充足するといふ段階から、さらに一歩を進めまして、いゝゆる数量確保の点から見ればまづ問題はない。今後この鉄鉱石をどこからどういふものをとるかといふことは、いゝゆる良質低廉のボリシーで動けるやうな態勢になつて来ておる。そゝういつた客觀情勢の変化は、補給金も従来のごとく受けなくとも、あるいは事の推移によつては補給金なしでもいけるやうな原材料の有利な情勢展開があるのではないかと考へるのであります。

第三点としまして、日本の鉄鋼業は、技術水準から申しまして、アメリカの鉄鋼業に比べますれば非常に劣つておる。あるいは近代化の程度が遅れておるという点が多々あるかと思ひますが、世界的なレベルから見まして、決して日本の鉄鋼業は技術水準において、すべての國の鉄鋼業に劣つておるとは思はない。今日以後鉄鋼業の近代化、あるいは組織の改善に努力いたしますならば、この面から國際的に立ち行く面があるのではないかと、私は推測いたしますのであります。

第四点といたしましてスクラップの問題であります。これは先ほど委員の御質問にもありましたやうに、スクラップの状況は相当大規模なばらばらな情勢でございします。しかしわれ／＼といたしましては、先ほど申し上げましたやうに原材料入手の点から申しまして、相当情勢がかわつて来ております。こゝういふ情勢を今後の鉄鋼の生産關係に反映せしめるならば、

鉄鋼の過剰増産という方向に指導するならば、この情勢をも切抜けるものではないかと考えております。以上御質にお答えいたします。

○今澄委員 非常に詳細な説明でよくわかりました。歴代鉄鋼局長が非常に苦勞しても、なか／＼今の日本の鉄鋼政策というものについては困難な折柄、主観的な御報告が非常に多かつたけれども、その御決意に大いに敬意を表する次第であります。ただ私の聞きたいことは、今のスクラップの問題について一点だけ、この前の臨時府鉄資源回収確保の法律で集めたあの安いスクラップを、外国へ輸出されたというお話であります。そういうことが事実あるとすれば、このスクラップの少いときに、何を好んでそういうものを外国へ出さなければならぬかということになるわけですが、その事情をお知りでございましたら、お教え願いたいと思います。

○中村説明員 今のスクラップの輸出問題が一応論点になつておるようであります。スクラップの輸出というのは、一時ごく微量あつたことはございますが、今日及び今後においてスクラップの輸出ということは考えておりませんし、また将来もそういうことはあり得ないと考えております。

○今澄委員 時間がないので簡単にこれで終ります。私は今の宮崎さんの答弁、それから中村局長の答弁を総合して、いつも通産大臣が言うような企業の自主性にまかせて、ほかの産業は立ち直るかもしれないけれども、今の御答弁を総合するときに、鉄鋼業というものは強力な国家の支持助成がなくては、どうしても自立できぬとい

う点において、見解の相違でございするが、答弁に満足することができぬことは残念であります。われ／＼は、鉄鋼業についてはそういう特殊な事情を考えて、支持助成する必要があるというところで、この日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案に対する質疑を打ち切ります。

次に時間がありませんので、ごく簡単にして、同僚議員に譲りたいと思ひますが、石油について少し質問をしておきたいと思ひます。例の帝石法の改正法律案であります。これは私が見るのに、きよら同僚議員のいろいろの質問でわかりましたが、この法律の改正の趣旨は、どの法律もそうでありますけれども、財政的な意図から、とにかく政府が出資の処分をいたすことになつておりますが、急ぐのあまりこれらの石油鉱業全般にわたつた基礎的な対策とか、あるいは帝石法の法的体系的整備というような根本的な問題についての満足せる答弁は、どうも聞かれないようでございます。そこで私はこれらの帝石法の法的な体系的整備、つまり将来撤回するの、あるいはそれともさらにどういう方向でこれを展開させようとするのか。それから国内的な石油鉱業については、先ほどからいろいろ／＼お話がありました。一番重大なポイント、政府はこれにどの程度の助成金を出すのか、昨年は一億九千万円出したのが本年は一億三千万円になるといふお話でございましたが、こういうようなことでは、私は今の国内石油の助成はともできないと思ひますので、ひとつ具体的な対策をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮崎政府委員 お尋ねの点は、提案理由にも、財政的な収入を得るためと、かように申してあります。御指摘の通りであります。この財政的な収入を得るという半面には、政府が特殊会社や民間企業に投資するというものを順次廃止して行かなければならないといふことから生まれたものであることも、あわせて御承知を願ひたいと思ひます。すでに他の委員からの御質問にお答え申し上げた通り、帝石は現状におきまして日本の原油生産の九割五分を占むる地位にあるのでありますけれども、国内需要全体から申せば一〇％にしか当たらないといふことであります。これだけをもつてしてはどうしても国内の需要を満たすわけには参らぬわけでありまして。そこで帝石法のみは依存して石油鉱業の対策を講じているのでは、はなはだ當を得ないことにならうと思ひますので、お説のようにこの帝石法はなるべく早い時期において廃止いたしまして、法制的に申ししますと、ただいまの石油資源開発法によりまする助成をして参りたい。なおこれに伴ひまして、必要な措置がありま

すならば、この石油鉱業の特殊性にかんがみまして、順次その手配を進めたい、かように考えております。

○今澄委員 先ほど局長さんから、中東方面からの原油が大六千五百円見当であるといふお話がございましたが、これらの原油は精製されていろいろの数量、倉敷料を加えると大体七千五百円くらいであらう。ところがそれを九千五百円くらいの販売価格にする、非常に利潤が出るが、それらの利潤はどういう方面にお使いになつておられるか、この点御説明が願ひたいと思ひます。

○徳永政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、中東方面からの原油は、実はまだ入つておりません。今から入る問題でございます。その値段の問題に關連いたしまして、今後の国内マル公をどうかえるかといふような問題が、今われ／＼に当面の研究課題として残された問題でございます。現在のマル公はこの春に当時の国際価格においてできたわけでございます。その後アメリカから入りますものも、若干値段が下つております関係上、貿易公団に若干の黒字が累積しつつあるものであります。そういうものとあわせて、今後のマル公との關連についてどういふぐあいになるかといふことを研究中でございます。

○今澄委員 詳細な話で恐れ入りますが、日英貿易会談その他のところで、この中東の油についてしば／＼話が出ておることは御承知の通りで、われわれは、当初計画は六十三万トン、そのうち三十二万トンは近く入荷するが、すでに入つたのではないかと、資料を用意したのであります。そういう事実はあるかどうか。三十二万トンは一体いつごろ入るのか、もし入ればその価格の開きは、国内の価格の問題でいまだ研究中であるといふようなことでは、まことにどうもどろろ的な印象を受けて、石油工業に対する基本的な態度がきめられてあるとは断じて言えないと思ひます。新しいそれらの輸入と比べられる国内石油の価格のいかんによつては、この帝石などは株式の公開どころではない、立ちどころに崩壊してしまふようなおそれがあるが、それらの点についてもどのような配慮を拂われておるか、次官

にお尋ねしたいと思ひます。

○宮崎政府委員 たいへん深甚な御配慮をいただきまして、ありがとうございます。実は日英貿易協定の問題も、長い間解決しない点がありまして、しかも解決いたしまして、この協定に参加していただくのは総司令部であります関係で、ようやく最近に至りましてその手続もおおむねすんだような形であります。近東地区との石油の商談も、せつかく進めておるのであります。結局ポンド切下げの影響を受けました輸入価格というものが、現在国内で想定してあります状況でございする。従ひまして、こういう相場でございするといふことは言えませんが、どうも、現実には油が入つて来るという状況にならないと、船運賃の關係も実はわからない。昨日ちよつと申し上げましたが、この方面との取引をきわめて合理的にやりますには、日本から硫酸を輸出しまして、そのタンカーを利用して原油を運ぶ、こういうような方策をとるべきであるといふことは、昨日申し上げておいた通りであります。ただいま入荷しようといふのは、数字は三十二万トンに含めぬかもしれませんが、私が記憶しておりますのは、約八万バレルとか聞いておりました。その数字はただいま資料を持つておりませんから、はつきり申し上げられませんが、これが第一次に入荷しましたときに、御心配の点を全部解決しなければならぬと思ひます。鉱山局長からの研究中という言葉は、きわめてあいまいで申訳ありませんでしたが、さような実情にありまして、適当な機会にこれが申し上げられるときには、政

六

府は進んで発言を求めてお答えにかけたいと思っております。

○今澄委員 なるべく早い機会に、これらの問題についてぜひわれ／＼通産委員を納得せしめる御答弁をいたさう。保留する次第であります。これについてもう一つ、今の石油資源開発法によつて大いに助成されるというお話でございまして、本年度一億九千万円、来年度一億三千万円というお話であります。これらの金額については増額する余地はないものかどうか。またそれは今年、来年、さらにその次の年ということになると、どういう方向に持つて行かれるものか。その間についてもつと打明けて話をしたいだければ、非常にけっこうだと思ひます。

○宮崎政府委員 助成金の増額を希望いたしておりますのは、当面のわが省であることは、おわかり願ふと思ひます。もし財政事情が許しますならば、もつと総額をふやすことはもちろん、その助成の面も拡大いたしまして、ただに石油資源開発法という法律のみに依存せず、他に適切な立法もいたしまして、ぜひ対処して参りたい。先ほどもちよつと申し上げましたが、本年の一億九千万円が明年度一億三千万円に後退するなどということは、説明としてははめた話ではないのであります。しかしながら、財政事情から押されまして、一億三千万円を予算の中にお願ひしたわけでありまして、事情が許しますならば、もつと／＼増額をお願ひするような心組みであります。

○今澄委員 石油は一応打切つて、最後にもう一つ帝国燃料興業ですが、これは非常に重大な問題で、私はこの法律案の些細な点について、いろ／＼と

お尋ねする考えはありませんが、大體戦時中の人造石油事業は、今日御承知のように山口県、山陽化学、あるいは滝川化学工業その他各所に残つておりますが、これらのものについて政府は、たとえば塩化アンモニウム等の新しいソーダ会社の一翼に、これらのものを転用するといふような意見もあれば、あるいは硫酸の施設として新しく硫酸をつくらせて、これを維持して行くとか、いろ／＼と今とらざたされ、それらの大きな施設と、人員と、機構とが非常に問題になつておりますが、これに対する政府の御方針と、今後の見通しをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮崎政府委員 ただいまお尋ねの点であります。ちよつと時期も時期と申します。ただいまソーダ工業に對します施策を立案中でありまして、この施策の中にたゞいまの御質問の点を織り込んでやつております。大體下書はできておりますが、ソーダ工業その他に對します影響もはなはだ重大だと思ひますので、こゝ一週間くらい慎重に練りまして、これを文書をもつてぜひ皆様に御目にかけるようにいたしたいと、かように考へております。それまでお待ちを願ひたいと思ひます。

○今澄委員 大體以上で私の質問を終ります。

○福田(篤)委員 この際日程を追加し、組織に關する件を議題として、調査を進められんことを望みます。

○神田委員長代理 ただいまの福田篤泰君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。それではただいまより組織に關

する件を議題として調査をいたします。質疑を許します。福田一君。

○福田(一)委員 本日は織物消費税並びに物品税及び人絹の価格撤廃の問題について質問をいたしたいと思ひます。御存じのごとくシャープ勧告案が出まして、その後マッカーサー元帥よりの声明があり、政府もまたそれにこたえて、すみやかに実現するといふことを述べておられるのであります。最近一部の情報によりますと、織物消費税は来年の四月以降でなければ、撤廃できないといふような説もあるものであります。本日は織物関係業者が全部集まらずに、これは議題が違ひますけれども、税制の問題について、いろ／＼と対策を審議しておるのであります。ところが昨日国会に参りまして、各方面と連絡をとられた模様を聞いておりますと、織物消費税について、その実施が非常に遅れるかもしれないといふことを聞いて参りました。一

同非常に憂慮しておる次第であります。この点につきまして一体織物消費税並びに物品税は、本国会に提出されるかどうか、さらにまた提案されるといたしますならば、その実施はいつより行われることになつておるか、あるいはまた本法案は適及できるかどうか、これらの諸点について政府当局の答弁をまずお聞きたいと思ひます。

○宮崎政府委員 織物消費税及び物品税の問題につきましては、いろ／＼な報道が新聞その他によつて伝わつておりました。当面の生産関係省といたしましては、その判断に苦しんでおります。きよははた大蔵省の税関係の担当官がお見えになりませんので、決

定的なことは申し上げかねるのであります。したが、少くともわが省として知り得ました範囲におきましては、シャープ勧告案に掲げられておりますものよりも、もちろん時期的にはすでにずれ込んでおりますが、それよりも悪い状況にはならないといふことだけは、非公式には申し上げてさしつかえない、かように考へております。なおこの点につきましては至急大蔵当局の方と公式に連絡をとらしまして、次の委員会においてある程度の公表のできますよう準備をさしていただきたい、かように考へております。

○福田(一)委員 補正予算はいつ本国会に提出されますか。

○宮崎政府委員 ただいま政府の間の連絡の事務的な方面から知り得ました範囲では、十二日の夕刻までは補正予算は出る。大蔵大臣の健康が許しますならば、十四日に財政演説を行いたといふことで、これがたゞいま官房長官の方の連絡によつて、知り得た範囲であります。

○福田(一)委員 補正予算が提出されるのは明白であるとして、どうして組織に重大な影響のあるところの法律案の提出の時期が明確に示されないのですか。

○宮崎政府委員 これはまだ交渉の過程にありまして結果、公表できないわけですが、どうぞ御了解を願ひます。

○福田(一)委員 事情は一応了いたしましたのでありますけれども、何かその間に非常に重要な阻害される事情がなければ、本件のごときものは本委員会ですく答弁していただけるものだと私は考へるものであります。その間の事情をお説明願ひわけに参りませんか。

○宮崎政府委員 委員長ちよつと速記を……

○神田委員長代理 ちよつと速記を始めてください。

〔速記中止〕

○神田委員長代理 それでは速記を始めてください。

○福田(一)委員 ただいまの御説明で一応了解いたしましたのであります。もう一つ織物業界として非常に苦心をいたしておりますのは、この消費税の問題と関連して、金融の問題あるいはマル公の問題等があるものであります。人絹の統制撤廃はほとんどそのおまな部分が実現いたしました。ただ単にマル公の撤廃が行われておらないという事情であります。このマル公の撤廃が行われておられないために、国内の滞貨はその処分に非常に支障を來しておるような事情になつております。ものによつてはマル公を上まわつておるものもありまして、ものによつてはマル公をすつと割つておるものもたくさんあるものであります。そういうような関係上、非常に取引が阻害されておるのであります。これにつきましては過般組織関係の議員と通産省の関係者との間で、懇談会を開いたこともありますが、その後、この人絹の価格撤廃の問題はいかようになつておりますか、政府当局の説明を求めます。

○近藤説明員 人絹のいろ／＼な統制が撤廃されまして、現在公定価格だけが残つておるのであります。この公定価格をいかに処置するかという当面の責任の官庁は、物価庁でございますが、大體物価庁と通産省とで連絡をいたしまして、現在進行いたしております状況を、簡単に私から御説明申し上げ

げます。

人絹の統制を撤廃いたします際に、公定価格につきましても、同時にこれを撤廃する方針のもとに、実は関係各省とも相談いたしましたして、関係方面と協議をいたしたのでございますが、最初に人絹の配給統制を撤廃いたしましたときにおきましては、やはり人絹の公定価格を撤廃いたしました後におきまして、人絹製品の価格がどうなるかという点の見通しにつきまして、はっきりいたしました点が出て参りませんでしたので、結局その当時、同時に価格を撤廃することは実現を見なかつたのであります。但しその後輸出の状況がだん／＼回復して参りまして、最近におきましての輸出価格というものが、現在の国内マル公と比べて、相当の隔たりのあるような現象が出て参つておりますので、それらの実際の取引の事情を持つて参りまして、現在まだ最後のには確答を得ておらないのでございますが、近い将来にはぜひこれを撤廃するということが、最後の折衝を現在行いつつある状況でございます。いづつごろということをはつきり申し上げることができないのであります。近い機会には撤廃され得るものと考へておる次第でございます。

○福田(一)委員 新聞紙上の伝えるところによりまして、日英会談によりまして、相当量の濃毛が明年度は入つて来るということでありまして、これによりまして、洋服一着分、でき上りで六七千円の純毛のものが消費者の手に入るという話であります。これはわれわれ消費者階級から見れば非常にけつこうなことであります。と同時にこのことは、おそらく毛織物関係業者の持

つておりますところの手持ちのストックに対して、非常な損失を与えるような結果になると私は考へるのであります。さらにまたもし日本の国内に、戦争に負けた日本人がとにかく着られるだけのある程度の衣類がある。それを低廉に買えるものとするならば、それを使つて、さしあたりは過すのが、国のためにいいのであると思うが、もしそのたくさん濃毛を入れるために、われ／＼が輸入資金を多く使うということであれば、これは何らかの形においてわれ／＼の生活をまた圧迫して来るものと考へるのであります。これに對して当局はいかような考へを持つておいでになりますか。

○近藤説明員 先日新聞紙上に出ておりました記事によりまして、非常に樂觀的な記事が載つておるのでございますが、實際は現在計画いたされております濃州からの羊毛の輸入量は、総計来年度におきまして、大体十二万俵でございます。そのうち約五万俵ないし六万俵のものは輸出に向けましてその残りが国内に消費されるということになるのでございます。それでこの羊毛の数量は、本年度の羊毛の国内向けの供給量に比べて、大体二倍半の数字に當るのでございます。この羊毛の供給量が増加いたしますことに對応いたしまして、現在羊毛製品につきまして、粗毛の糸につきましては、新毛を二割、ステープルファイバーを八割まぜるという非常に羊毛の混入率の少ない糸を現在ひいておるのであります。ステープル・ファイバーを六割という混紡率にかへまして、品質を向上させて、同時に数量的にもこれが相當ふえ

て来る、こういつた方向に持つて行く予定になつております。また濃毛の糸の方で申しますと、現在は新毛がわずかに一割でございます。残りはステープル・ファイバーと、くすから反毛いたしまして毛によりまして、紡績をいたしておりますが、それを今後新毛を二割入れまして、その他の残りをステープル・ファイバーと反毛の毛によりまして糸を紡績いたして参る、こういう予定になつておるのでございます。従いまして、新聞紙にございまして、純毛の製品が来年度相當多量に出まわりまして、一人当り何着分かならぬというようなことは、實際の事実と違つておるのでございまして、それほど急速に羊毛製品の供給が激増するということとは予想されないものであります。同時に仕立て上り六千四百円という数字がございまして、現在表生地を除きました裏及びしん等の附屬をいれまして、加工賃は、最近東京都におきましてきまされたものでも、それだけで六千五百円くらいになつております。それに表生地が入りますれば、やはり現在の価格から見まして、それが急速に下るといふことは、あまり考へられないのであります。ただ問題は先般のボンドのデヴァリュエーションによりまして、大体三割の切下げをいたしました結果、羊毛の輸入価格が一割五分ないし二割の値下りをしておるといふことが申せますので、羊毛価格につきましては、その程度の値下りがあるといふこととございまして、その他のスフなり、あるいは紡績工賃なり、あるいは附屬その他のものにつきましては、急速に価格が下るといふことも考へられませんが、そう安い洋服が

潤沢に來年度供給されるということでは、私どもとしては考へておらないのであります。それで逐次さういつた原料の増加に伴ひまして、品質をだんだん段階的にいいものにいたして参りまして、現在ございまして品物も適當にさばきながら、逐次いい品物を供給して行くといふような方向で、現在進めておるのであります。現に毛製品につきまして、衣料切符をはずしましたので、生産者あるいは問屋にございましてストックのようなものも、最近におきましては、かなりさばかれました。また織物消費税等が撤廃になりますと、その点においても相當有効需要が起つて参るといふように考へられるのであります。實際にいい品物、品質のよくなつた物が出まわりますのは、來年の四月以降六月ごろになる予定でございます。それまでに従来の、どつちかと申すと品質の粗悪なものにつきましては、できるだけこれをさばいて行きたい、かようなことを考へておるのであります。なお羊毛の輸入量が急速にふえましたのは、結局日英協定等によりまして、こちらから品物を出しますかわりには、向うのものを買わなければならぬ、特に濃州につきましては、向うから買つて参りますものは、あまりたくさん品物はございせん。結局羊毛をある程度買わざるを得ない、しかしながらその買います数量が新聞にございましてさうな樂觀的な、非常にふえた数字では決してないのでございまして、この程度の数字の増加では、まあかろうじて國民の需要をまかない得るかどうかという程度になると思つております。羊毛が相當入りまして、

なおステープル・ファイバーなり、その他の纖維によりまして、補われる部分が非常に多いというように私どもは考へております。

○門路委員 ただいま政務次官の話を聞きますと、織物消費税が意外に早く來年一月一日から全面的に——あまりこまかい数字は言わぬということでありまして、とにかく下るといふことであります。そこで下ることはたいへんけつこうであります。現在卸売団体、小売団体が相當量の手持ちをしていて、四十億以上の手持ちをしていて、さういつたような膨大な手持ちをしてるものが、かりにここで四割という高率課税がなくなるといふことになりまして、当然四割の価格が低落するといふことが、これは理論なんです。業者がさういふ膨大な欠損をいつとぎに來す。これは小売段階だけの話でありまして、卸段階の手持ちも相當の量だと私は考へます。こういつたような政府の政策によつて、業者がいつとぎに莫大な欠損を來すといふことに對して、政府は一体どういつたような方針と対策を考へておるかといふことについてお伺いしたい。

○濱崎政府委員 ごもつともなお譯ねだと思ひますが、この点につきましては現在の情勢をいたしまして、政府としては減税によりまして消費者の利益といふことを喜んでおる。かような状況で、それがひいてあるいは生産者、卸売段階において、もし御損害があるといはしまして、積極的なこれに對する何らかの補償とか、あるいはその他の損害を補填いたしますような手段をとることを許されないうと

考えております。そこで最大限度にできずすことは、これらによつてこうむります金詰まりというような問題がございましてならば、これらにつきましても大蔵省とも打合せまして、あつせん程度のこととさせていたたく。これ以外には公式に申し上げる方法はないと考えております。

○門脇委員 かつてこの価格改訂によつて当然商品が値上りを来した。こういう場合に、現に今それが問題になつておるのでありますが、そういうふうな価格改訂による値上り差益金に対しては、政府は克明な計算をして、これに對しては差益金を徴収しておる。そういうふうな政府の方針によつて価格改訂があつて、差益を生じた場合には一方克明にこれを徴収する。反対にやはりそういうふうな政府の一方の施策によつて暴落して欠損をした場合には、これは見ないということになると、政府というものはとるときはとるのだ、同じような方式において損をしたときははくれないのだ。こういうことになりまると、非常にこれは道義にもとるのです。道義にもとつたことを基本にしては、そこに法律もなければ方策もない。露骨に極端に言いますと一介の追はききたいことになる。そういうしりを受けることもこれは免れぬと思ひます。これに対する政府の所見を伺ひます。

○宮崎政府委員 感じとしては一応ごもつともだと思ひます。しかし価格差益金はこれを徴収すべき法令に基いて徴収したて参つて、おるのであります。もし下落によります価格差損を國家が補償するという法令が存在いたしますならば、これをすみやかに進行すべきだと考えております。もし御意見のようでごございましたならば、ぜひ、御提案等は御自由でありますから、価格差補償法とでもいうようなものでも、おつくりくださるようにお骨折りを願つて、お考えのようなしりを政府や國會が受けないように、ぜひいたしたいと思つております。

○門脇委員 もちろん國會側も立法の権限があるのでありますから、そういうことも考えておりますが、しかしまず政府が基本的觀念において、そういうことを考えたかどうかということをお伺ひするわけであります。

○宮崎政府委員 そういうお話でございますと、まことにものともでありまして、価格差益金も門脇委員のお説ですと、みんな完全に納めたような、お話をありますけれども、事実のところは完全に納まつておらないのであります。これらの処置につきましても、善意の考慮をただいま拂つております。これが近く何らかの措置として現われるだらうと思ひます。その程度でござんべんにあつかりたいと思ひます。

○門脇委員 ただいま御説明になりましたが、価格差益金は事実においてはまだ徴収の申途である、こういうお答えでございます。まことにその通りであります。これはただいまも御説明の中にあつたように、その後の形勢の変化によつて、もしこの差益というものが完全に把握されていない場合においては、これに對して政府が適当な処置をとる、こういうふうな意味にも十分受取れますが、かたがたこういつたような消費税の撤廃問題をめぐつて、業者が不測の非常な損害をこう

むるといふようなことに直面してあります。これが対策につきましても十分にこの真相を政府が把握されて、公平な政治を行つた方途を講ぜられんことを切に希望するとともに、これに對しまして一言政府の所信をお伺ひしておきたいと思ひます。

○宮崎政府委員 なるべく御趣旨に沿うよう善処いたしたいと考えております。

○神田委員長代理 次は高木吉之助君 ○高木(吉)委員 ただいまのお話によりますと、政府は織物消費税を全廃するというものであります。かたがた、いろいろの場合におきまして、政務次官と會合をいたしまして、大体十二月の國會を通して、あるいはでき得べくんば十一月に遡及するといふ言葉を再三いたしておるのであります。業界もこれに對して相当期待を持つております。これは相當なストックを擁しておるのであります。もちろん織維業界は春夏秋冬の時期的商品をつくつておるのでございまして、その減税が相當向うに延びるということになりますと、そのストックの問題につきましても相當ございまして、大体これは臨時國會を通過した即日から施行せられるといふことを業界は期待しております。今日までその時期を待つておつたのでございしますが、それが相當向うに延ばされるということになりますと、この商品のさばけ口がないといふことになつて参るわけでございます。これに對しましては、何が適産省といたしましては、業界のために特殊な金融を講ずるといふようなお考えがございしますか、伺ひたいと思ひます。

○宮崎政府委員 業者の方がいろいろ御苦心なさいますことにつきまして、は、同感であります。この点につきましては金融の面で御指摘がございましたが、金融問題は、個々の問題で処理して参りたい。それでありますから具體的な問題について、事務當局の方とお打合せを願つて、しかるべく処理して参りたい、かように考えております。

それからまた物品税、織物消費税の撤廃について、さかのぼつてどうかというお尋ねもございましたが、法律の性質から申しまして、もしさかのぼつて支障がないという場合は、運用の問題で片づくではないか、かように考えております。この席におきまして、はつきりさかのぼるべきであり、あるいはさかのぼるであらうといふような答弁は差控へたい、かように考えております。

○高木(吉)委員 従来まで織物消費税が増徴せられた場合におきましては、その当時の滞貨に對しまして、申告によつて増徴いたして参つたのでございしますが、今回法令の定めるところによりまして、これが撤廃になる場合におきましては、戻税というところの方法をお考えになつておりますか、お伺ひいたします。

○宮崎政府委員 ただいま大蔵省と連絡のついております範圍では、その点には考慮が拂われていないような模様でございます。

○高木(吉)委員 そういたしますと、大抵戻税といふものはできないといふことに解釈いたしていいと存じます。が……

○宮崎政府委員 その点は、ただいま大蔵省の事務當局が参つておりませんから、適切に御答弁ができないのでございします。従ひまして戻税はできないのだという断定を、ここで私から申し上げたくないのであります。またできると申し上げることはもちろん差控へなければならぬ。その気持ちをぜひ御了解願ひたいと思ひます。

○福田(一)委員 高木委員の質問に關連して質問いたしますが、四割の値下りがあつた場合に、卸売業者あるいは小売業者が物を売つて利益がなかつた、あるいは損失を生じたという場合に税金をかける際には、それは損失として認めてもらひ、また利益がなかつたとしても当然認めてもらへるのか、この点をひとつ承りたい。

○宮崎政府委員 それは税法の定むるところによつて、損金計算でよろしいと考えています。

○福田(一)委員 こういう問題は、はつきり大蔵省あたりから連絡を出すように、通産省の方からも連絡をしておいていただかぬと、税務署はよくそういうことを知らないで、やはりずつと續いて營業しておるので、これだけの利益があるじやないかということ、税金をかける場合が非常に多いのでありますから、この点については特にこういうふうな措置を講ぜられることを望んで、私の質問を終ります。

○神田委員長代理 本日はこれにて散會いたします。明日は午後一時から開會いたします。詳細は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時三十二分散會

昭和二十四年十一月二十二日印刷

昭和二十四年十一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所